

# 忍術の実際

山田雄司

はじめに

忍術とはどのような術を指すのだろうか。『日本国語大辞典 第二版』（小学館）には、

詭計（きけい）、変装、速歩、跳躍などを用いて、相手の形勢を観察したり、放火、殺人などの目的で他国や他家などに入り込む術。乱波（らっぱ）、透波（すっぱ）などの忍びの技法から発達したもので、安土桃山時代以後盛んとなった。五遁（火遁・水遁・木遁・金遁・土遁）、山彦、陰中陽などさまざまな術があり、甲賀流・伊賀流にはまた独自の秘術があった。隠形（おんぎょう）術。忍びの術。忍法。

と記されている。これを讀むと、変身したりさまざまな道具を用いたりして侵入するために忍びが用いる術を忍術として説明していることがわかる。

一方、十七世紀後半の甲賀の忍びである木村奥之助の口伝を門人である尾張藩藩士で兵学者である近松茂矩が筆授した『甲賀忍之伝未來記』では、忍びの術について以下のように記している。

形ヲカクシ、姿ヲ化ケ、池沼ヲ渡リ、河海ヲヨシ、壁ヲノリ、門ヲ入ルノ類モ忍ノ一術ナレトモ、ソレハ至テ末々ノ事ニテ、実用

ニ立事希ニシテ、大功立難シ、唯専要ハ五間ノミナレトモ、コレヲ詳ニ伝ヘル者ナキユヘ、一派ノ者ノ内、志アル者モ末ノ小業ノ秘術密法ヲノミ忍ノ大事ト思フユヘ、此末々ニ至リテハ、猶々忍ノ術チヒサク狭クナリ行ン事必セリ、

近松茂矩（彦之進）は元禄十年（一六九七）に生まれ、尾張藩四代藩主徳川吉通に仕えて吉通が開いた全流（一全流）兵法の伝授を受け、のち長沼流兵学に傾倒し、鍊平館を立てて門人に教えた人物である。この記述では、形を変えたり道具を使ったりして忍び込むことも忍びの術のひとつではあるけれども、それは末端のことであって、実用に立つことはまれであって大功はながたく、最も重要なのは「五間」であるとしている。

近松茂矩『用間加條伝目口義』<sup>2</sup>には、五間すなわち「郷間」「内間」「反間」「死間」「生間」の五種類の間諜を共に使いながら、その諜報活動を敵には知られないこと、それを「神紀（神業）」と呼ぶのであり、それは君主の宝であると書かれている。そもそも「五間」とは孫子の兵法に記される用語で、「郷間」とは敵国の村里の人を間諜として使うものであり、「内間」とは敵国の役人を間諜として使うものであり、「反間」とは敵国の間諜を寝返らせて間諜として使うのであり、「死間」とは偽りの作戦を外に漏らし、味方の間諜にそれを知らせ、敵国に送り込んで偽情報伝える者のことであり、「生間」とは、生きて帰れない「死間」と異なり、生きて国に帰って敵の情報を伝える者だと記されている。

延宝四年（一六七六）藤林保武によってまとめられた忍術書の集大成である『万川集海』<sup>3</sup>「忍術問答」では、忍術は軍法の要であり、こ

の術を用いなければ敵の計略を知って勝利を得ることができないと  
している。そして、忍術について説明を加えている。

敵ノ堀端柵端マテ近々ト忍ヒ行、其様体ヲ見聞シ、或ハ城中陣中  
エ忍ヒ入テ、万ツ模様陰謀密計等マテ審カニ聞審ニ見テ主将エ告  
知ラセ、方円曲直ノ備ヲ定メ、能ク使奇正而征伐敵徒セシムル  
者、忍術ノ所以成ナリ、

この記述によれば、敵地に侵入して様子を探って情報を得、それを  
主君に伝え、敵を倒す道を開くのが忍術だとしている。すなわち、忍  
術とは諜報活動に要するさまざまな術を包含した概念とするのが適当  
であろう。

こうした認識のもと、以下忍術の内容について、精神的側面、実技  
の側面を具体的に述べていきたい。

### 一 心得

『万川集海』巻二「正心第一」では、忍びの者の心構えについて詳  
しく記されている。

夫レ忍ノ本ハ正心也、忍ノ末ハ陰謀・佯計也、是故ニ其心正ク不  
治時ハ臨機応変ノ計ヲ運ス事ナラサル者也、孔子曰、ソノ本乱而  
末治者否也、所謂正心トハ仁義忠信ヲ守ルニアリ、仁義忠信ヲ不  
レ守、則強ク勇猛ヲナス事不成ノミニアラズ、応レ変謀計ヲ運ス  
事ナラサル者也、

(中略)

忍歌曰 忍トテ道ニ背キシ偷セハ神ヤ仏ノイカデ守ラン  
モノ、士ハ常ニ信心イタスヘシ天ニ背カハイカテヨカラ  
ン

偽モ何カ苦シキ武士ハ忠アル道ヲセント思ハ、

以下に現代語に訳してみる。

忍びの本は「正心」である。忍びの末は陰謀やだますことであ  
る。それゆえに心が正しくコントロールできないときは、臨機応  
変の計略を遂行することができないのである。

孔子曰く、その本が乱れていて末が治まることはない。

いわゆる正心とは仁義忠信を守ることにある。仁義忠信を守らな  
ければ、強く勇猛なことをなすことができないばかりか、変に応  
じて謀計をめぐらすこともできないのである。

(中略)

忍び歌にいう 忍びだからといって、道に背いて盗みをしたなら  
ば、どうして神や仏が守ってくれようか。

武士は常に神仏を信仰しなければならぬ、天に  
背いてどうしてよいだろうか。

偽ることもどうしてよくないだろうか。武士は忠  
である道を尽くそうと思えばそれでよいのだ。

さらには、忍びの方術は私欲のためにあるのではなく、無道の主君  
のためにも用いてはならず、もしこの旨に背き、私欲のために忍術を  
行い、無道の君主を補佐して謀計を企てたのなら、たとえいかなる陰  
謀をたくらもうとしても、その陰謀は必ず露見するに違いなく、もし  
露見しないで一旦は利潤があったとしても、結局は自身の害となるこ

とは必然の理であり、つつしまなければならぬとしている。

そして、「忍」の漢字が忍びの心をよくあらわしていることとされ、『万川集海』巻二「正心条目」ではそのことについて詳しく説明している。中国では「間」「諜」「細作」「游偵」「姦細」などと呼ばれる存在が、日本ではそれをかえて刃の心としているのには深い意味がある。この意味を悟らなければこの道の門には入りがたい。「忍」の一字、刃の心と書いている理由は、この術全体が武勇を旨とするからであり、そのためこの術を志す者はまず武勇を心掛けるべきである。そして武勇の心掛け方については、「血氣の勇」を捨て去り、「義理の勇」を心掛けよと述べている。同じ武勇といっても「義理の勇」がなければ君子の勇ではなく、「血氣の勇」というのは、一時の怒りによって剛強を働かせることができても、次第に怒りが薄くなるに従って、ずっと剛強の働きを心底に保つことはできないとしている<sup>4</sup>。

そして「義理の勇」とは、つまりつまつてやむを得ず起こす勇であり、この勇はいつまでも冷めることなく、ことに私心がないためにまず己の欲心に克ち、前後を思案して、なおかつ必死ならば即ち生ずとすることを心の守りとして働かために、我が身をまっとうして敵を倒すことができるのであり、仁義忠信をよく知りよく行おうと思わずして、「義理の勇」を起こすことができなしいとしている。

また、「忍」という漢字のもつ意味についてはさまざまに忍術書に記されており、この漢字が忍びの心を体現していると言える。『当流奪口忍之巻註』には忍の一字について以下のように記されている。

此一字至テ大事也。字ノ心ハ刃ノ下ニ心ヲ。心ハ胸也。胸ニ白刃ヲ当テ物ヲ問ヒ、決断ニ逢フ心也。

「忍」という字は大変重要であり、字は「刃」の下に「心」を書いている。心は胸のことである。胸に白刃をあてて物事を問ひ、決断する心のことを言っているとされ、さらには、「忍」と「凌ぐ」とは同じようで大いに違う。「凌ぐ」とは暑いときに扇をかざして日よけにするように、物を隔てて凌ぐことを言い、「忍」は直接当たっているのを我慢することを言う。また、「灸の皮切り（最初の灸は皮が切られるような痛みを感じる）」を忍ぶように、「忍」の心持ちがなければ功を遂げることはできない。ゆえに万事に「忍」の心が大事であると記している。

そして、忍生・忍死・忍欲・忍我・忍人の五忍について記し、これが忍びの大事だとしている。

忍生…どのような辱めを受けても生を保たなければならない。

忍死…平生から忠義のために命を捨てることも恐れず、また忠義に限らず

万のことについて死を恐れない。

忍欲…金銀ばかりでなく何であつても心の望み欲することを制する。

忍我…人に対して言いたいことがあつても自己主張をせず自分を押し殺す。

忍人…人に詭わらず己の心のままに自立する。

そして、「忍」という心持ちは、忍びにとって重要な考え方であるだけでなく、日本人の心の基層の部分形成している考え方であり、このことは、慶安四年（一六五二）成立と考えられる北条氏長『一步集』「忍入心持の事」にも、「それ肝要は忍の一字にあり。忍ぶ事強く<sup>こら</sup>憶えるもの有功というなり」と書かれている。

また、近松茂矩『升堂階梯』所収「忍齋記」には以下の記述がある。

忍びは何ぞ忿慾を忍ぶや。これを忍ぶ道はその心を制するに在るのみ。故に古人字を制し心の上に刃あり。忍びはいやくも忿慾を忍ばざればすなわち心を害し、事を壊し、己を損じ、人を傷つけ、その禍挙げて言うべからず。

忍びはどうして怒りの心を忍ぶのか。忍びの道は自身の心を制することにある。ゆえに昔の人は字を作るのに当たって「心」の上に「刃」を置いた。忍びは怒りの気持ちコントロールできなければ、心を害し、事を壊し、己を損じ、他人を傷つけ、その禍は挙げて言うまでもない。

ここでは「忍」の字の解釈として、「心」の上に「刃」を置くとするのは同様だが、それを心の制御ととらえ、とりわけ怒りの念をこらえることが重要だとしている点が特徴的である。さらに孔子の『論語』衛霊公第十五「子曰く、小を忍ばざれば、すなわち大謀を乱る」、つまり、「些細な事が我慢できなければ、大きな事を成し遂げる事はできない」を引用し、大志があれば忍ばないわけにはいかず、さらに杜牧の『遣興』の一節で、貝原益軒の『養生訓』にも引かれる「忍過ぎて、喜びに堪えたり」を引用して、欲を抑えることで後に喜びとなるのであるから、欲を忍ぶことが重要であることを述べている。

『伊賀問答忍術賀士誠』にも以下の記述がある。

抑祖伝の忍術は、所謂仁義礼智信の五常を一致の心を能丹田江治

、而不動を忍の心ト申候哉。

忍術は、五常を膺下である丹田に込めて、不動を忍ぶ心のことを言うところあり、儒教の徳目を常に体の急所に納めて大事にするようにとの教えである。忍術を術として体系化するにあたっては、その中に儒教的な観念を内包させていったことがわかる。

そして、忍びの心がけとして大事にされるのが「七字の大事」という考え方である。『用間加條伝目口義』には次のように書かれている。

甲賀伝に曰く、喜怒哀楽愛悪欲、この七つ彼我ともにあり、これによりて計策すべし。伊賀伝に曰く、ワレヲシルヘシ、この七字の大事を常に思うべし。我が身の勇気材力のほどを知り、年齢の程を考えて事をなすべし。別して天下の人に交りを厚くするには、爰に心を用ゆべし。

甲賀の伝では、「喜怒哀楽愛悪欲」、この七つの感情が人間にはあるのだから、これを利用して計略を考える必要がある。伊賀の伝では、「ワレヲシルヘシ」、この七字の大事を常に考えておく必要がある。我が身の勇気・力量のほどを知り、年齢のことも考えて事をなす必要がある。とりわけ世の人々と深く交際するためには、このことについて配慮しなければならない。

人にはさまざまな感情があるのであるから、これを利用することによってたやすく相手の心の中に侵入することができる一方、自分自身もそうした感情をコントロールする必要がある。そのため、まずは自分がどのような性格であるのか知ることが大切だという教えは現代にも通ずる考え方であろう。

源義経に仕えた伊勢義盛が作者として仮託される忍びのことを詠ん

だ『義盛百首』には、

人をしり我をしられぬしわざこそ　しのびのものの巧者とはいへ  
（人を知って自分を知られないようにするのが、忍びの者の中  
も巧者である）

との歌がある。自分自身の性格をよく心得て、相手に知られないようにする一方、相手のことをよく知る必要があると教えている。

このように、忍びにはさまざまな道義性が求められ、自己を厳しく律すべきことを説いている。それは忍びの職務は常に危険と隣り合わせであったからこそと言えよう。

## 二 陽忍

情報収集には陽忍と陰忍という手法があり、人に紛れて白昼堂々と潜入して情報を聞き出すことを陽忍、人に知られないように堀や塀を越えて侵入し、密かに情報を得ることを陰忍と呼んでいる。

そのことについて『万川集海』巻八陽忍上「遠入之篇」には以下のように記されている。

夫忍術ニ陽術アリ、陽術ト云ハ謀計ノ智慮ヲ以テ其姿ヲ顕ハシナ  
ガラ敵中へ入ヲ云、陰術ト云ハ人ノ目ヲ忍ヒ隠シ姿ノ術ヲ以テ忍  
入ヲ云也。

陽忍に用いるのが陽術で、陰忍に用いるのが陰術である。忍者といえ一般的には後者の方法が想像されるが、実際には、前者の方法で

目的を達成することができない場合に後者の方法が用いられた。なぜなら陰忍には高い技術が必要とされ、危険を伴うからである。

それでは以下、陽忍はどのように行うのか具体的に見ていきたい。『万川集海』には引き続き「始計六箇条」として、次の記述がある。

一、四方髪ハ随レ所逢変レ髪ノ始計ナルヘキ事、言ハ時ト所トノ  
宜ニ随ヒ、出家、山伏、鳩ノカヒ、根来モノ、又ハ女ノ姿、半  
項野郎等其外国々ニ替ル月額剃様種々様々変スル事、皆是四方  
髪ヲ基トシテ応レ変改ルノ始計也、

二、諸ノ生業ノ芸、或ハ物真似等ニ至ルマデ手練スル事ハ、変言  
化姿ノ計ナルベキ事、言ハ妖術ナドニテ忍入時、其姿言葉計リ  
ヲ似セテモ其生業ノ芸ヲ不レ知、則謀畧顯レ易シ、故ニ其像ト  
思フ者ノ姿言葉ハ云ニ不レ及、其生業ノ芸術ヲ平生可ニ習学ナ  
リ、

三、常々諸国ノ風俗地形ノ模様ヲ可レ知事、言ハ常々二国々ノ風  
俗方言地理等何処ニハ山林川沢アリ、何処ニハ險阻或ハ平易ナ  
リナド、又ハ里程ノ長短、路ノ広狭等、鹿路、細路、径路マデ  
モ能々知覚ベキナリ、

四、兼テ諸方ノ城主ノ印ヲニセウツシ貌写置ベキ事、言ハ常々諸方ノ城主  
大将ガタノ印ヲ求メ置ヘキ也、計畧ノ品ニ入ル事アリ、某ノ人  
ノ印書ヲ作り謀ニ用ル事、有印ノ相違有テハ計敗ル、又能書ノ  
擬筆ヲ能為ル者近ツクヘシ、大将以下ノ筆ヲ擬スルニ自由ナル  
ベシ、

五、兼々諸大将ノ旗、マトヒ、指物、立物、幕紋等ヲ能覚フベキ  
事、言ハ右ノ事ヲ能覚ヘテ計畧ヲ以テ忍入タル時、敵色々ノ事

ヲ尋問ニ、其言ヲ合セ、又隱忍紛忍等ニテ忍入り、爰彼ニ潛行折柄敵見怪シムル時、当分ノ抜ケ言ノ用ノ便アル也、

六、兼テ名ト芸トヲ深ク可レ隱事、言ハ忍者タラン者ハ兼テ大將へ訴へ治世ノ時ニテモ常ニ忍者ノ号ヲ深ク隱スベシ、親シキ輩也ト云トモ、仮初ニモ此術ノ勝劣ヲ言フ事勿レ、

忍びが職務を果たすにはさまざまな能力が必要であつた。そして知識とともに行動力も伴つていなければならなかつた。忍びはさまざまに姿態変容を遂げる必要がある、このことについて『正忍記』では、七方出と呼んでいる。

- 一、こむ僧 是はあみ笠をきる法也。
- 一、出家 男女是を近付るゆへ也り。
- 一、山伏 男女是を近る。刀脇指をさす也。
- 一、商人 人の能近付るもの也。
- 一、ほうか師<sup>(放下)</sup> 是も人の近付るもの也。
- 一、さるがく 前に同し。
- 一、つねの形 其品によりて、是を作る也。

その土地の人々から情報を聞き出すためには、仲よくなつて言葉巧みに情報を引き出す能力が必要となる。我々は忍者に対して、闇夜に紛れて忍び込み、天井裏から聞き耳を立てているようなイメージをもつているが、実際にはこのように人と仲よくなつて情報を聞き出すことの方が多かつた。僧侶・山伏・商人・芸能民たちは各地を遍歴する人々であり、こうした人々は、教えや商品をもたらすだけでなく、各地の情報やさまざまな知識を伝える役割も果たしていた。そして、日常目にして不思議がられることがないよそ者であるため、このよう

な人物に扮して情報収集を行ったのである。

しかし、変装だけでも内実が伴つていなければ、正体を見破られて不審人物とされてしまう。そのために、僧侶だったら経文を読む練習をしなければならぬし、芸能民だったらしつかりと芸を身につけなければならぬことは言うまでもない。

さらに、巻九陽忍中には、「畧本術七箇条」として以下のことを記す。

- 一、敵ノ城陣ノ様体ハ不<sup>レ</sup>及<sup>レ</sup>言、敵方ノ老中、物頭、奉行、近習、又ハ出頭人、或ハ軍者、奏者、使番、門番等ノ姓名、又居宅ノ在所マテ能々尋問ヒ識スベキ也、其外右ノ衆中ノ一族因縁ノ人ノ筋メ何レノ国里ノ者ニシテ如何様ナル家業等ニ至ルマテ、兼々能識スベキ事、
- 二、右ノ様体ヲ問ヘキ術ノ事、右此<sup>レ</sup>件ノ様体ヲ問ベキニ於テハ、敵方ヲ背キ浪人トナル者カ、又敵方へ出入スル出家、商人、座頭、猿樂ノ類ニ兼々近キ問ヒ逐一書記シ置ベシ、
- 三、吾在所ヲ偽ル時ノ為ニ他国ノ風俗、方言マデヲ能識スヘキ事、
- 四、諸国ノ城主、領主等ノ印形ヲ持行ベキ事、
- 五、仮妻可<sup>レ</sup>連行、若不<sup>ニ</sup>曳行トキハ旅中ニ於テ可<sup>ニ</sup>相求<sup>ニ</sup>事、
- 六、凡ソ忍術ハ何レモ同シ意也ト云トモ、別テ陽ノ近入ニハ敵ノ所欲言、思、動作等、初ヨリ能考計テ可<sup>レ</sup>行事ナリ、
- 七、将知ノ篇、期約ノ巻ニ記ス如ク、近入ノ時ハ猶更ニ相図約束ヲ能定ムベキ事、

陽忍として情報を聞き出すためには、その国の言葉や風俗をよく学

んでおくことも必要だった。探索を行う場合、表面的なことを観察するにとどまってはならず、相手の居所、素性、性行なども把握する必要がある。そのためには人相術を身につけておく必要もあった。『正忍記』には人相の見方も記されている。

仮妻を連れていくのがよいというのは興味深く、妻と一緒に旅をしても不思議がられないし、女性ならではの術を使つての情報収集も行うことが可能となる。

また、『用間加條伝目口義』には「見詰聞詰の大事」ということが説かれており、何事であつても一通りにさつと見たり聞いたりするのにとどまってはならず、「とつくりと」念を入れて見つめ聞きつめることが大事だとしている。

『万川集海』巻十陽忍下「目利之事」には、

一、山谷ヲ見準ニケ条付就一山之形容配心八箇条

凡山ノ形ヲ不レ知向フ時ハ五方ノ神ヲ以テ見分ルトキ、其山ノ

險易自可レ知事、

二、敵国山ノ大小高低險易、草木ノ姿、或沢谷ノ淺深広狭長短、

凡見準ルヘキ事、

といったことも記されており、忍びはあらゆる情報を入手する必要がある。基本はみずからの目で見、耳で聞くことが大事だが、対象が遠くにある場合はなかなかそうしたことが叶わないため、そのために普段からさまざまなネットワークを構築していくことが重要だった。

『用間加條伝目口義』には「大忍の大事」として、日頃から各所に知音を作つておいて常に連絡をとり、情報収集に励むべき旨が記されている。

忍びの勝を要せば、平日すべて諸国へ手寄りをわけ知音をこしらへて、万事通達自由になしをくべし。

さらにこれに引き続き、事が起きてから急に関係をもとうとしても難しいので、普段から関係を築くには、詩歌・連歌・俳諧・茶の湯など遊芸の類などをしてたりして、諸国に知己をこしらえ、自分の名を世間に知られるようにしておくのがよい、どのようなことであっても、その当時流行っていることを身につけておけば各地に通じやすい、と書かれており、何かあつてから情報を得るために奔走するのはなく、日頃から各所に知り合いを作っておけば、常に情報が入るし、何か起こったときにはその人物を頼つて情報を得たり対策をとったりすることが可能となるということが説かれている。

このように、さまざまな人々と関係を築いて、コミュニケーション術を使つて相手から情報を得る方法が陽忍である。忍びには、社交的で相手に心を許させる能力が求められていたと言えよう。

忍びが使用する道具については、『正忍記』<sup>10</sup>「忍出立の習」には以下のように記されている。これは陽忍・陰忍問わず必要とされる道具である。

凡そ忍といふは、其人の知れざるを本とす。故に出立形をまきらはする様なり。古の能く忍ぶものは、父子兄弟たりと云へども、此者を見分くる事かたし。まして他人におゐておや。先忍に定りたる六具有り。

あみ笠、かぎ縄、石筆、葉り、三尺手拭、打竹、<sup>ウチタケ</sup>是なり。

忍びが持つていく道具としてよく知られている「忍び六具」である。編笠はかぶつていても不思議に思われず、顔を隠すのに都合がよ

い。鉤繩は物や人を縛ったり、塀によじ上ったり、川や堀を渡るときに用いられる。石筆は滑石・蠟石を棒状にしたもので、見聞きしたことを筆記するために用いた。薬は腹が痛くなると動けなくなるので、特に腹痛のための薬が重用された。三尺手拭は縛ったり顔を隠したりさまざまな用途に用いた。打竹は火を付けるための道具で、特に火術を得意とした忍びにとって重要だった。

持参する道具はこれだけに限らず、臨機応変にさまざまな道具を持参した。宝暦四年（一七五四）九月十日に書写された京都府立総合資料館所蔵『山崎流忍之書』には、所持するのによい道具として、「強い糸、差繩、竹筒、長手拭、焼飯、針、手火松明、薬」が記されている。これを見ても、単純な道具で多用途に用いる事ができるものが重宝されていたことがわかる。例えば、針は糸を使って縫うだけでなく、相手を攻撃する際にも有効であり、手火松明も明かりを灯すだけでなく、火を付けた手裏剣にして相手に投げて威嚇することもあった。

これらの記述からもわかるように、持参する道具は軽く小さい物が基本だった。そして、なるべくなら道具は持たない方がよいとされた。『正忍記』「高越ひま下さきに入るの習」には次のように記されている。

凡忍の者の持つ道具いろいろの品有れ共、別而異なる道具は、人のあやしみ疑ふ物なれば、是をよろしきとは云がたし。ねがわくは、針程の物にても道具とならば持へからず。事の急なるときは、とり落す事など有るものなり。か様の事のはし方こそ、頭らはるゝ物とは云伝へたり。心得べき事なり。

多くの道具を持っていったならば重くてかさばるし、落としてしまう可能性もあり、忍びが侵入したとわかつては警戒されてしまう。忍具には水蜘蛛や松明など、大形の道具もあるが、それはあらかじめ用意した道具が必要だとわかっているときだけ持っていたのだろう。梯子についても、その場にある材料で作ることが説かれている。

これら道具は試行錯誤して忍び自身が製作したものであり、しこく・くない・つぼきりなど、用途に合った道具を数多く造り出していることには驚く。また特に火器は数多くの種類があり、火薬の調合などを変えて用途に合った道具を創作していることは驚嘆に値する。そうした中には、実際に考え出したものではなく、中国の兵法書に記載されているものをそのまま掲載している場合もあるが、それを除外しても数多くの道具を新たに考え出していることは疑いなく、忍びたちは限られた材料から効果的な道具を編み出そうと日々工夫を重ねていた人々と位置づけることができよう。

### 三 陰忍

『万川集海』には陽忍に引き続き陰忍の術が記されている。卷十一 陰忍一「城営忍篇上」にはこのように記されている。

夫大隠者必不辭於市朝ト云へり、然レハ陽忍ハ不レ如陽忍、雖然陽術ノミニシテ陰術ナキ時ハ、其利全アラズ、ユヘニ此卷ニハ敵ノ空隙ヲ計リ、隠形ノ術ヲナシ、道具ヲ以テ忍入作法ヲ記



セリ、

陽術のみでは情報を収集しがたい場合、陰術を用いて任務を遂行する。そして、陽術と陰術が補完しあつてはじめて責務を全うすることができるとするが、これは陰陽思想にあてはめて忍びの術を解釈しようとしているとも考えられるが、実際上も両術を用いることが有効だと考えられる。

陰術は人に知られないように密かに行う必要がある、そのためにはかなりの技量と道具を必要とした。実際にどのよう陰忍を行うのか、準備の段階から順を追つて明らかにしたい。北条氏長が慶安四年（一六五二）に書いた『一步集』<sup>11</sup>「目を瀑事」には、

忍に行かんと思はば、五七日も前より闇所に佇て見習ふときは、常抵と格別して朝に見ゆるものなり。可秘義なり。此習を不知、少々心付あつても、其事を逐てなさざる故に妙を不得。然れば教の功深重ならずや。

のように、忍び込む三十五日前から暗いところに籠もつて物を見る練習をするようにと書かれている。こうすることによつて目が慣れ、暗いところでも見えるようになるという。『甲子夜話』<sup>12</sup>巻二十七にも、

先年聞く。忍の術を為す者は、まづ闇夜に立て四方を見あるに、初めは何のあやめも知れざるが、後は稍見へわきて、遂には四方の物わかるとなり。近頃聞には、御鷹匠も夜目をさらすと云て、勤め始めには暗中にて進退すれど、これも終には火光をからずして道を行くことなると云。

とあり、忍びの術の心得のある者は、闇夜でも目が慣れて見えるようになるということを書いている。それとは別に、薬を用いて闇夜でも

目が見えるようにする法があつた。甲賀流忍術を伝える芥川家文書「免状」<sup>13</sup>「闇夜目見ル法」には、樟脳、龍腦、雷が落ちて焼けた木の炭を合わせて目に塗れば闇夜でも見えるとされている。

一、樟脳 一匁

一、龍腦 一匁

一、雷落テ焼タル木ノ炭 一匁

右三色合セテ我ケ目ニ塗ル、

果たしてこれによつて実際に闇夜でも見えるようになるかどうか定かではないが、暗闇でも見える練習をしておけば見えるようになるということは確かである。

忍び込む際の服装については『用間加條伝目口義』法意卷「忍衣類之事」に以下のように記されている。

他へ忍フ時ワサト他国者ト見セル事アリ、又打マシリテ其国ノ者

ト見スル事アリ、又トチヘンツカスニナス事有、コレラハ其時ノ

衣服ノ品ニテ変化スヘシ、

惣シテ目立ヌヤウニ世並ノ衣服ヲ著シ、早ク見知りノ付サルヤウ

ニスヘシ、

著カヘノ伝アリ、コレハ譬ハ行時ハ黒キ著物ヲ上著ニシ、小紋ノ

著物ヲ下著ニシ、帰ル時ハ黒ヲ下著ニシ、小紋ヲ上著ニスル格

也、

闇ニハ黒ヲ好ム、月ノ夜ハ黒ヲ忌ヘシ、此心持忘レサレ、

行動するときには、わざと他国者と見せるときもあれば、その国者のように振る舞うこともあるが、総じて目立たぬように普通の服を着ることを旨とし、行き帰りで着衣を替えることもある。闇夜には黒

色の服がよいが、月夜はかえって目立ってしまふので違う色にした方がよいとある。

また、『正忍記』「忍出立の習」には服装について次のように記されている。

亦云く、着るものは茶染、ぬめりがき、黒色、こん花色。是は世に類多ければ、紛るゝ色なり。雨羽織、かつば能くその形をかゆる。忍の時は大わきざし一腰を用て吉。身を墨にてぬる事あり。帯は黒色、丸ぐけの端なしと云輪帯なり。取る所端となる早わざのしかた、尤も吉し。

着る服の色は茶色、こげ茶色、黒色、濃紺色などの世間一般に多い色ならば何でもよいとしている。忍びの着る服の色は黒に統一されているわけではなかった。また、雨羽織や合羽は姿形を変えるのに役立つ、体を黒く塗ることもあるという。

堀があるときにはそれを渡る工夫が必要だった。まずは、堀がどれくらいの深さか計る必要がある。『兵法雌鑑』「夜中の物見に三つ可有見違事」に次の記述がある。

一、よる忍をつれ城ちかく忍びより、堀のふかさ水の上を見はかるに、水に目を付けいか程とみれば、水底に少し有<sub>レ</sub>水も七八分もあるやうに見ゆるなり。向の土井に目を付け見はかるべし。

水だけを見たのでは、深さを見誤る可能性があるの、向こう岸を見て水の量をはからなければならず、縄の先に鉛玉を付けて水に垂らし、底につくかどうかを確認したりした。

浅ければ歩いていくことができるが、深ければ泳いでいく必要がある

った。その際は水蜘蛛を使ったり、潜水用具を用いることもあった。『正忍記』「水鳥之教」には、水の中にいる際に見つかからないようにする方法や竹筒や刀の鞘を使って呼吸する方法が書かれている。

水にかくるゝ時は、こかげにかほ斗出し、わらなど引かづきてよし。亦竹の筒、或は刀わきざしの鞘を持、能水をくぐるものは折々是より息をすると云々。

また、鼻や口に管を入れる潜水具もあった<sup>15</sup>。泳ぐのには得手不得手があるため、泳ぎに長けた者にまず堀を渡らせて綱を渡し、それから後の者が綱を渡すようにとされている。そして、寒いときには渡ろうとするところの水を一口呑んでおけば凍えないと『用間加條伝目口義』「水中之大事」に記されている。

そして相手の居所や城に侵入するが、『用間加條伝目口義』「第五蚤虱之伝」には以下の術を記している。

伊賀伝曰、ノミシラミハ人ニツク也、同様ナル宮殿楼閣ヘモ人ニツキテ行也、忍ノ者モ其如クマツ人ニツキテ忍フヘシ、是ハ人ノ通ラサル所ヲ通り、堀ヲ渡リ、堀ヲコシテ入ルハ変ノ業也、マツハ人ニ随フテ門虎口ヲ出入スヘシ、其門戸カ通レヌ時ハ止コトナク堀ヲコシ堀ヲノリテ入ルナリ、

ノミヤシラミは人にひつつく虫なので、それと同様に人の後に付いていつて建物に侵入するのを基本とし、それができない場合は堀や塀を越して入るといふ。

塀を越えるときには梯子やくなくないを用いたり、鉤縄を用いたり、刀を用いるときもあった。そのことは『忍秘伝』「忍入之大極意ノ事」に以下のように記されている。

軒ト軒ノ近キ所ニテハ継梯子ヲ用ヘシ、軒下ヲ伝ヘテ入ニハ宮内ヲ持、軒裏ヲ取付テ下ヲ不踏様仕ル也、樋ヲ釣タル軒ニ心ヲ付申ス事干要也、壁ヲ伝テ入ニハ打鑰ヲカケ繩ヲ下取付テ入ヘシ、床下ヲ通ニ根太大別高下ヲ具ハカリテ通ルヘシ、門ヲ開キ通ニ油湯ノ類ヲ以テウルヲシ音ナキヤウニ心得入ヘシ、

また、『一步集』「屏越様の事」には刀を塀に立てかけて越える方法が記されている。

攻城の士卒、我増に屏を乗るの節なるゆゑに、前方よりの支度と云こと不叶の場合なれば、速に用るの所作なり。故に、刀の下緒の先を結て、足首に引かけ、刀を足代に用て刃の方を下にして、少し斜に屏にもたせ、鏢に足をふみ掛、飛上て屏の腕木に取つくべし。刀二尺三寸計に人長五尺にして見、六尺七尺計の屏へは、心安取付上るべし。其時棟木にまたぎて足を挙げれば、刀掛りて来るべし。扱、内の方へは敵を払除て、覆の斬に腹をすらせて、後むきに落べし。五尺の長ケに両脇を伸ばれば、地へ大形届くなり。鎧武者、六尺の上より飛をるときは、奈何して全きことあらんや。

刀の下緒を結んで足首に引っかけておき、刀を屏に少し斜めにたてかけ、鏢に足を踏み掛けて、飛び上がったて屏の腕木に飛びつくのだという。

忍びはこうした術を幼少から親に教えられることで身につけたが、動物の動きをよく観察することによつてもさまざまな身のこなし方を学んでいった。『正忍記』「四足之習」には、犬猫などの真似をして侵入するようにと説かれている。

是は忍の者、犬猫などの様の真似をして忍ぶ事也。闇の夜のくらしき所、形の見えぬ所にてするわざ也。人の四足の真似をするとして、形の似るへきものならねば心得へき者也。

さらには、犬猫のほか、猿や狐、蚊や蠅にも学ぶようにと書かれている。また、狐狼はけだものの中ではすぐれて賢いものであり、狐はよく人を誑かし、狼は人の心を察することができ、通りにくい道も通ることができ、難しいこともなしとげるなど希代の行いが多いのでそれに習うようにとされている。『忍秘伝』「猿子入ノ事」では、猫のように軒伝いに入るとか、猿を真似てその皮を身にまとい木を伝うとか、場所によつて狸・狐・犬に姿を変えるようにとしている。

白昼ニ家内ニ入ル事軒伝へ棟伝へシテ入ヘキニハ、猫ノ形ヲ作りテ入ル事モアリ、庭ノ内木伝ニハ猿ヲ真似テ其皮ヲマトイ被ル事モアリ、作りヤウニ口伝多シ、二足連一足連二人ノ心得アリ、或ハ狸狐犬ナト所々ヨリテ其形ヲカリ用ルモノ也、

このようなことを行つても塀が高くて越えられないときには、土を掘つてトンネルを作ることによつて侵入することもあった。

塀に上つたら、高い所から下りる必要もある。『用間加條伝目口義』「飛鳥之伝」では、着地する際に、地面から少し上に飛び上がるようにすれば、音も立てずに無事着地でき、鷹口でも棒でも刀のように差して、一尺ほど余るくらいにして脇の下に抱え込んで飛ぶ方法が記されている。そして、そうしたものがなければ、小尻に金を貼つた刀を差して飛ぶのがよいという。

初 高ミヨリヒクミへ飛下リルニハ、地ヨリ今少シ上ニテ飛アカル心ニスヘシ、鳴音モナクアヤマチモセサル也、

中 鳶口ニテモ棒ニテモ刀ノ如クサシテ、一尺程モアマル程ニナシテツクニ、ナルヤウニカヒコミテ飛ヘシ、

後 若何モナクハ刀ヲサシナカラ、右ノ如クシテ飛ヘシ、ユヘニ刀ノコシリヲ金ニテハルヘシ、

『正忍記』「高越<sup>ひき</sup>下きに入るの習」にもその方法が記されている。

高よりおりるには、堀おりと云て、竹にても鍬にても杖につき、すへりながら、背<sup>背中</sup>を壁にすりつけおりるよし。亦、せひ長け程の木を持たば、飛んでも不<sup>レ</sup>苦<sup>カラ</sup>。其木を杖につき飛べば、こけでも一たび木にて地をつきたる故に、かるき者也と知るべし。

(中略)

高き所よりおりるには、扣<sup>ひ</sup>繩を付くべし。繩なき時は着類をとき、つなき合せて用之。たとへば三間程高き所ならば二間の繩にてさかり落る時は、一間の所を飛に同し。いか程高き所にてても、此こころ多あるべき事也。

竹でも鍬でも杖について、すべりながら背中を壁にすりつけ降りるのがよいという。背丈ほどの木があれば、着地するときに先にその木を地面に付けることによって転んでも痛くなく、繩を縛ってそれをつたつて降りればよいという。

このように侵入するときには、音を立てないようにする必要があった。風が吹いているときに侵入するのがよいと書かれている書もあるほか、音を立てないようにする術もあった。『甲賀流忍之秘法』「セキヲスル事」には、咳が出そうになったときには、竹筒の中に口を入れて地面に刺したり、地面を掘ってその中に口を入れて咳をするようにと書かれている。

セキヲスル時ハ竹ノ筒ニ口ヲ指入テ地ニサシ付テヒソカニスヘシ、又地ヲ口ノ入程ニ深サ五六寸モ堀テ其穴ヘ口ヲ指入テモセクニ音セス、是ハ自然セキノ出ルトキノ事也、

また、『山崎流忍之書』<sup>17</sup>では薬を用いて咳が出ないようにする術も書かれている。そして、『忍秘伝』「人竊所通之事」には、紙を口にかんで呼吸音を立てないようにしたり、両手の上に両足を乗せて歩く「深草兔歩」の術が書かれている。

人ノ枕際ヲ忍フニハ、足ノ音高ケレハ目ヲ醒シ声ヲ出セハ眠ヲ覺スモノナリ、此トキハ紙ヲ口ニカミテ息ヲ細クシ、両手地ニ付テ両足ヲ此上ニ置テ通り申候、左手ヲ出シ數ヲ其上ニ右ノ足ヲ乗セ、左手ヲ出シテ其上ニ左ノ足ヲノセテ、次第ニ加様ニ數申ニハ、音ナクシテ咎ル義無御座候、又畳ノ縁ヲ伝ヘテ通ルニモ余音ハ立不申ト申伝候、

これについては『万川集海』にも記述がある。音の出ない歩き方については、『正忍記』「夜道の事」に足なみ拾ヶ条として、ぬき足、すり足、しめ足、飛び足、片足音、大足、小足、きざみ足、はしり足、常の足を記している。

闇夜に家の中に侵入した際には、太刀を抜きかけて鞘を一、二寸ほど先へ伸ばして、その先で相手を探り、人に当たったら鞘を外してただちに切るという方法が『万川集海』巻第十三「歩法四箇条」 「座さがしの事」で説かれている。

侵入した際には退出することも考えておかなければならない。そのためにはまきびしを撒くこともあった。『用間加條伝目口義』 「菱結配様之事」にはまきびしの種類と使用法について記されている。

ヒシハ鉄ニ制シ、皮袋ヘイレテ持行テ、帰リニ若追カケラレント  
思トキニ蒔捨テカエル也、口伝、

急ナルハ竹ノ跡先キリソキニ同竹釘ヲ十文字ニ打テ用ルナリ、口  
伝、釘ハ少シ炒ルナリ、

又、丸基板ニ鉄釘ヲ三本ツ、前後打チカヘテモ用ルナリ、此釘ハ  
一ヘン赤ミソ付テ焼テミカキタテ、用ユ、口占、

配様ノ心得ハ蒔ステタル時、敵来リニクケレハ、我モ行事ナラサ  
ルナリ、然ルアイタ我ハ決シテ不行処ナラハ蒔ヘシ、口伝、

また、『忍秘伝』『蒔菱之事』にも下記の記述がある。

家内ニ忍入テ人ヲ出ルヲ防キ、我退クニ便ヲ成スニ是ヲ用ルト  
キ、鉄ヲ以テモ作り、又竹ヲ以テモ作ル、

まきびしは忍者特有の道具のように思われているが、実は古代ロー  
マや古代中国においても武器として使用されたことが確認できる。モ  
ンゴル軍もまきびしを使用し、その実物が残されている。しかし、こ  
れらのまきびしは、馬や車の突進を妨げるために使用するものであ  
り、忍者による使用法とは異なっていると言えよう。

侵入した際には、相手に見つかからないようにしなければいけない。

そのための身を隠す術にはさまざまある。一例として、『用間加條伝  
目口義』下には木の葉隠れ、柴隠れ（草葉隠れ）、仏隠れの術が詳し  
く記されている。

#### 第一、木ノ葉カクレノ事

初 五月五日ニ白ケノナキ黒犬ノ肝ヲ取、八月十七日迄陰干ニ  
シテ、梵字一日ニ三度ツ、書テ粉ニシテ常ハ錦ニ七重包ミ持  
ナリ、

（梵字） 如此肝ニカクナリ、

扱カクレル時ニ木ノ葉ヲカサシ、ソレニ其肝ノ粉ヲヒネリカ  
ケテ居レハ、他ヨリ見ヘサルナリ、

中 城中屋敷ヘ忍フ時、敵付ノ方ニ手楯ヲサシカサシ、万一弓  
鉄砲ノ用心ヲスヘシ、

後 森林ノ茂ミニ抛リテ忍フヲ云、  
第二 柴隠レノ事 草葉カクレトモ云

初 カワウソノ生肝ヲ取テ鼠ノ皮ヲトリ陰干ニシテ何レモ粉ニ  
シテ等分ニ合セ敵ノ方ヘ吹カクヘシ、

（梵字） 此字一反、

心経三反ヨミテカクレハ人ニ不見ナリ、草ノ葉ニハ右ノ梵字ヲ  
カキテ其野ニ居ヘシ、他ヘ見ヘサルナリ、

中 敵国ヘ何トモイレカタキニハ態ト使者ヲツカワシ、其供ニ  
忍ノ者ヲ遣スカ、又ハ商人ニナリテ入コミシ時人数改メモト  
ス時跡ニマキラカシ残シ度時ハ其人数ノ内ニテ俄病ヲナサセ  
空死ヲサセテ予ラワセ埋ミヲキ、夜ニ入ホリ出シ跡ヲ元ノ如ク  
ニ埋ミテ、其人ヲヒソカニノコシ置事アリ、又火葬ニスル時  
ハ密ニ其国ノ人ヲ殺シ、空死ノ者ノ死骸ト引カヘヲキテ焼捨  
ルナリ、コレヲ草葉カクレトモ云、

後 草深キ野原ニ抛リカクレ忍フ事ナリ、  
第五、仏カクレノ事

初 国々ノ出家ニ尋ネ問フテ其国々ノ事ヲヨクキクヘシ、  
中 自国ノ出家ノ内ニテ其器材アル者ヲエラミテ忍ニ遣フヘ  
シ、国々ニ同派ノ寺々アレハ入コミ安シ、

後 入コミカタキハ出家ニナリ、六十六部又ハ行脚僧或ハ願人坊主ニナリテ入コムヘシ、

また同書の「極意天之巻」「木之葉隠之大事」にも同じように記されている。

木ノ葉ハ千本ハ千色ニテミナ違フテ一様ナラス、其如ク千變万化シテ忍ヒ入ル方ノモヨウニ随フテ変化シテ忍ヒ入レル者ニナリテ忍ヒイル也、松ニハ松相応ノ葉、柳ハ柳相応ノ古今カワリナキ葉アリ、其コトク敵ニ応シテ所作ヲナスカ大事ナリ、口伝、

これらによれば、初伝としては不思議な薬を用いることによって隠れることができると記されている。しかし、どれだけ実際にこうしたことを行つて効果があつたか疑問である。錯覚を利用してあたりの木や草に同調して隠れていたのだろう。

他にも、犬隠れ、間隠れ、鶉うすら隠れ、観音隠れ、楊枝隠れなどさまざまな隠れ方があつたようである。当然足跡も残してはならない。

『用間加條伝目口義』「乱足杵之事」には、足跡を逆に付けたり、雪には足跡を十文字に付けて踏み消すなどして乱すことによつて、相手を混乱させる術が書かれている。また、座敷へ忍び込むときには中に綿を厚く入れた皮の足袋を履くことによつて音を立てなくさせたり、他人の草履を履くことによつて、混乱させる方法を記している。

コレハ三伝アリ、第一、通り路ニ足跡ツクヲ忌ハ、草鞋ヲ逆ニハキテ少シ通り、又ホンノ通りニハキテ少シ通り、度々如此ハキ直スナリ、コレハ行過シカ戻リシカト、跡ニテ不審タツルヤウニス、第二座舗へ忍コムトキハ、成ホト綿ヲアツク入タル皮ノタヒヲハク也、コレニテナリヲトナシ、但シ早くヌキヤスキヤウニス

ヘシ、見出サレタルトキハ、ヌキ捨テハタラクナリ、第三雪フリニ足跡往還十文字ニフミテ消ヘシ、口伝、

さらには、忍びは死んだ後も姿を残してはならなかつた。『用間加條伝目口義』「形ヲ隠ス術」には以下のように記されている。

自害ノ後我死骸マテモカクス術ナリ、コレハフトンノナカへ筒薬ヲ大分イレ、ヨクカワカシラクナリ、自害スルトキ四方ニ火ヲツケ、扱其フトンヲシキ其上ニ座シテ死スル内ニ、火ウツルトハシキタテ、黒焦ニナリテ、誰ノ死骸トモ知レス、多クハ骨モノコラス散乱スルナリ、

また、「忍頭大事」にも以下のようにある。

トカク死後ニノコリテ事ノアラワレニナルヘキ書状ヲ持ヘカラス、何国ノ何者ヤヲ死骸ニナリテハシレヌヤウニ、何方ノ忍トモ不知様ニ覚悟シテ忍コムヘシ、尤アラワレシ時ハソレキリト覚悟シテ行カコ、ノ伝也、十分ニ仕済シ生テ帰ルト量簡シテハ危シ、必死ノ覚悟ナルヘシ、

自害するときには、布団の中に火薬を入れて高熱で燃えるようにして死体が誰のものかわからなくする必要があつた。また、忍びは身元がわかるような文書を持つてはならず、死んでもどこの誰だかわからないようにし、常に必死の覚悟で臨むべきことを説いている。

## おわりに

以上、忍びの者が忍術を用いる際の心構え、陽忍・陰忍といった具体的な忍びの方法、さまざまな術・道具について概観してみた。もちろんこれすべてが網羅されているわけではなく、叙述した他にも数多くの術がある。

そもそも忍びはなぜそのような多くの術を必要としたのだろうか。それは、忍びの任務が情報収集を最も重要な職能としていることにあるのではないだろうか。現代社会でも同様だが、情報産業は最先端の科学技術が必要とされる。忍びの術は当時の最先端の科学であり、その術を駆使することによって生きながらえ、情報を収集し、主君に伝える使命を帯びていたのが忍びであった。

忍術書は十七世紀後半になると相次いで成立した。忍術書の種類はさまざまであり、個別の術についてのみ記したものから、さまざまな術を総合し体系だつてまとめられたものまである。その時期にまたまつて成立したのは、それまでは忍びとしての職務が、実際に潜入したり諜報を行ったりということが行われ、親から子へ身をもつて伝えられていたため、書として記して残しておく必要がなかったが、平和な世の中となりそのような仕事がなくなつたため伝授していく機会がなくなり、後世に伝えていくために書物としてまとめておく必要に迫られたからだと推測できる。

先にあげた『甲賀忍之伝未来記』は尾張藩に仕えた忍びの木村奥之助の口伝を近松茂矩が筆授し、文化二年（一八〇五）尾州之士鈴木貞

美より水野源忠通が伝授し書写したものであるが、現在七十歳前後の者は乱世を経験し実際に見聞して古伝のようにすることができが、それより若い者はそのようにできないので、未来のために十三ヶ条を書いて残したとする。

時代とともに忍術は変容していくが、忍術とは、どのような困難な状況下であっても生き抜いて、あらゆるところに忍び込み、情報を収集するために培われてきたあらゆる分野にわたる総合生存術であるということとは時代を通じて言えることではないだろうか。

1 伊賀流忍者博物館所蔵。滋賀県甲賀市教育委員会歴史文化財課編

『甲賀者忍術伝書―尾張藩甲賀者関係史料Ⅱ』（滋賀県甲賀市、二〇一八年）に無窮会所蔵本の翻刻が掲載されている。

2 名古屋市蓬左文庫所蔵。滋賀県甲賀市教育委員会歴史文化財課編  
『甲賀者忍術伝書―尾張藩甲賀者関係史料Ⅱ』（滋賀県甲賀市、二〇一八年）に翻刻が掲載されている。

3 中島篤巳訳註『完本万川集海』国書刊行会、二〇一五年。

4 忍びの教えの精神的側面については『忍者の精神』（KADOKAWA、二〇一九年）で詳述した。

5 伊賀流忍者博物館所蔵。吉丸雄哉・山田雄司・尾西康充編『忍者文芸研究読本』（笠間書院、二〇一四年）に翻刻を掲載した。

6 石岡久夫編『北条流兵法』（日本兵法全集 人物往来社、一九六七年）。

- 7 名古屋蓬左文庫所蔵。
- 8 伊賀流忍者博物館所蔵。
- 9 小笠原昨雲『軍法侍用集』に収載される。軍法侍用集の翻刻・解説は、古川哲史監修・魚住孝至・羽賀久人校注『戦国武士の心得―『軍法侍用集』の研究―』（ペリカン社、二〇〇一年）を参照。
- 10 中島篤巳『正忍記』新人物往来社、一九九六年。
- 11 石岡久夫編『北条流兵法』（日本兵法全集）人物往来社、一九六七年。
- 12 中村幸彦・中野三敏校訂『甲子夜話』（東洋文庫）平凡社、一九八三年。
- 13 松本城管理事務所所蔵。
- 14 石岡久夫編『北条流兵法』（日本兵法全集）人物往来社、一九六七年。
- 15 中島篤巳『忍者を科学する』洋泉社、二〇一六年。
- 16 伊賀流忍者博物館所蔵。
- 17 京都府立京都学・歴史館所蔵。

（やまだ ゆうじ 三重大学人文学部）